

「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」

2005年12月14日更新

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることをご参照いただけます。

商務部令[2005]第 19 号「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」

2005 年 12 月 1 日公布、2005 年 12 月 11 日から施行されました。これにより従来の同名の対外貿易経済合作部[2002]第 36 号令は廃止され、100%外商独資の貨物運輸代理企業の設定が可能となり、船腹予約、委託輸送、コンテナのバンニング・ディバンニング等の業務、代理通関、代理検査、国際複合一貫輸送等の業務を行うことができます。

『外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法』は、2005 年 10 月 19 日中華人民共和国商務部第十五回部務会議の修訂を通過し、ここに予め改訂後の『外商投資国際貨物輸送代理企業管理弁法』を發布し、2005 年 12 月 11 日より施行する。

部長 薄熙来
二〇〇五年十二月一日

外商合資国際貨物輸送代理企業管理弁法

第一条 中国国際貨物輸送代理業の健全な発展を促進し、外商投資国際貨物輸送代理企業の設定及び経営行為を促進するため、関連外商投資企業の法律や法規、『中華人民共和国国際貨物輸送代理管理規定』に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法全てで称する外商投資国際貨物輸送代理企業とは、外国投資者が中外合資、中外合作及び外商独資の形式で設立し輸出入貨物の荷受人、荷送人の委託を受け、委託人の名義或いは自己名義で、委託人のために国際貨物輸送及び関連業務の手続きを行い、サービス報酬を受け取る外商投資企業(以下、外商投資国際貨物輸送代理企業と称する)を指す。

第三条 外商が国際エクスプレス業の経営設立に投資する国際貨物輸送代理企業は、商務部が審査批准と管理の責任を負う。外商がその他の業務の経営設立に投資する国際貨物輸送代理企業は、各省、自治区、直轄市、計画単列市及び新疆生産建設兵団商務部主管部門(以下、省級商務主管部門と称する)が審査批准と管理の責任を負う。

本弁法実施前にすでに設立している外商投資国際貨物輸送代理企業は、国際エクスプレス業務に従事しない場合、その変更などの事項は、登記登録地省級商務主管部門が手続きの責任を負う。

第四条 外商投資国際貨物輸送代理企業は中華人民共和国法律、行政法規及び関連規章を遵守し、その正当な経営活動及び合法權益は中国法律の保護を受けなければならない。

第五条 外国投資者は合資、合作の形式で中国国内に外商投資国際貨物輸送代理企業を設立することができる。

2005 年 12 月 11 日より、外商独資国際貨物輸送代理企業の設定を許可する。

外国投資者は株権買収の形式ですでに設立している国際貨物輸送代理企業を買収することができるが、株権の割合及び投資者資質は本規定要求に合致し、国有資産に及ぶ場合は

関連法律、法規の規定に基づき手続きを行わなければならない。

第六条 外商投資国際貨物輸送代理企業を設立する登記資本額は最低 100 万USドルとする。

2005 年 12 月 11 日より、上述登記資本の最低要求に対して国民待遇を実行する。

第七条 批准を経て、外商投資国際貨物輸送代理企業は下記の一部及び全部の業務を営することができる。

- (一) 船腹予約(船舶リース、飛行機リース、船腹予約)、委託輸送、倉庫保管、包装
- (二) 貨物の荷積み監督、荷卸し監督、コンテナの出し入れ(Vanning/Devanning)、ばら積み貨物の選別倉庫輸送、トランジット及び関連する短距離輸送サービス
- (三) 代理通関、検査、保険
- (四) 関連書類の修正、輸送費支払い、決済及び雑費支払い
- (五) 国際展示品、個人物品及び貨物輸送の国境通過代理
- (六) 国際複合一貫輸送(International Multimodal Transport)、集中輸送(コンテナ混載を含む)
- (七) 国際エクスプレス(個人郵便物や県級以上の党政府軍機関公務文書の郵便物配達業務を含まない)
- (八) コンサルティング及びその他の国際貨物輸送代理業務。

第八条 郵便物と郵便性質の物品(個人郵便物や県級以上の党政府軍機関公務文書の郵便物配達業務を含まない)の国際エクスプレス業務に従事する企業は商務主管部門を通して批准した後、郵政部門に郵政委託の手続きを行わなければならない。

第九条 設立する外商投資国際貨物輸送代理企業は、国家現行の関連外商投資企業法律、法規に規定する手順に従って、省級商務主管部門に第十条規定の書類を提出しなければならない。

省級商務主管部門は全ての申告書類を受け取ってから 30 日以内に、同意する或いは同意しない意向を決定する必要がある。審査批准した場合は「外商投資企業批准証書」を発行する。批准しない場合は書面でその理由を説明する。本規定第三条及びその他の外商投資法律法規に基づく省級商務主管部門の審査批准権限を越えている場合は、省級商務主管部門は提出された書類の初審を行い、全て申請書類を受け取ってから 15 日以内に、商務部に上級報告する。

商務部は全ての申告書類を受け取ってから 60 日以内に、同意する或いは同意しない意向を決定する必要がある。審査批准する場合は「外商投資企業批准証書」を発行する。批准しない場合は、書面で理由を説明する。

第十条 設立する外商投資国際貨物輸送代理企業は、次の書類を提出しなければならない。

- (一) 申請書
- (二) プロジェクトF/S報告
- (三) 外商投資国際貨物輸送代理企業の設立契約、定款、外商独資で設立する国際貨物代理企業は定款のみ提出が必要である。
- (四) 董事会メンバーリスト及び各董事任命書
- (五) 工商部門が発行した企業名称予備登録許可通知書
- (六) 投資者の所在国或いは地区の登記登録証明書類及び資本信用証明書類。

第十一条 外商投資国際貨物輸送代理企業は正式に開業して満 1 年を経過し、登記資本が全て払い込まれた後、国内のその他の地方で支社の設立申請を行うことができる。支社の

経営範囲は、その本社の経営範囲内でなければならない。支社の民事責任は本社が負担する。

外商投資国際貨物輸送代理企業は、各国際貨物輸送代理業務に従事する支社を設立するごとに、少なくとも50万人民元の登記資本を増加しなければならない。企業の登記資本がすでに最低限度を超えている場合、超えた部分の一部は、会社の設立の増加資本とすることができる。

第十二条 支社の設立申請を行う場合、本社所在地の省級商務主管部門に申請を提出し、本社所在地省級商務主管部門が設立予定の支社所在地省級商務主管部門の同意意見を得た後、批准を行わなければならない。本規定第三条及びその他の外商投資法律法規に基づき省級商務主管部門の審査批准権限を越える場合は、省級商務主管部門が初審した後、全ての申請資料及び設立予定の支社所在地商務主管部門の意見書を商務部に報告し、商務部が審査批准の責任を負う。審査批准手順の期限は第九条と同様である。

第十三条 外商投資国際貨物輸送代理企業の支社設立には、以下の書類を提出しなければならない。

- (一) 申請書
- (二) 董事会決議
- (三) 増資する場合は、増資関連の董事会決議及び増資事項の共同経営契約、定款についての改訂協定を提出しなければならない。外商独資国際貨物輸送代理企業は定款改訂協定のみを提出する必要がある。
- (四) 企業投資検査報告。

第十四条 外商投資国際貨物輸送代理企業が中国国際貨物代理協会、中国外商投資企業協会などの民間団体及び同業業種会に参加し、同業監督と指導を積極的に受け入れることを奨励する。

第十五条 香港、マカオ、台湾地区の会社、企業、その他の経済組織や個人が大陸に国際貨物輸送代理企業の設立に投資する場合、本規定を参照し手続きを行う。

第十六条 外商投資企業が国際貨物輸送代理業務の増加を申請する場合、本規定を参照し手続きを行う。

第十七条 外商投資国際貨物輸送代理企業の報告記録作業は、商務部が統一して責任を負い、具体的事項は商務部が別に通知する。

第十八条 本弁法は商務部が解釈の責任を負う。

第十九条 本弁法は2005年12月11日より施行し、同時に、旧『外商投資国際貨物輸送代理企業管理弁法』(対外貿易経済合作部令[2002]第36号)と『「外商投資国際貨物輸送代理企業管理弁法」補充規定』(商務部令[2003]第12号)は共に廃止する。

付属文書

香港、マカオと内地の更なる緊密な経済貿易関係を確立し、香港サービス提供者とマカオサービス提供者が内地で国際貨物輸送代理業務に従事する企業の設立を奨励するため、国务院が批准する『内地と香港の更なる緊密な経済貿易関係の確立に関する手配』及びその補充協定と『内地とマカオの更なる緊密な経済貿易関係の確立に関する手配』及びその補充協定に基づき、ここに、香港、マカオの投資者の国際貨物輸送代理業に対して以下を補充規

定する。

一、香港サービス提供者とマカオサービス提供者が内地で合資、合作、独資の形式で国際貨物輸送代理企業を設立することを許可する。

二、条件に合致する香港サービス提供者とマカオサービス提供者が内地で国際貨物輸送代理企業に投資する登記資本の最低限度額は下記の要求に合致しなければならない。

(一)海上国際貨物輸送代理業務を經營する場合は、その登記資本の最低限度額を500万人民元とする。

(二)航空国際貨物輸送代理業務を經營する場合は、その登記資本の最低限度額を300万人民元とする。

(三)陸路国際貨物輸送代理業務或いは国際エクスプレス業務を經營する場合は、その登記資本の最低限度額を200万人民元とする。

前条項以上の業務を經營する場合は、登記資本の最低限度額をそのうちの最高一項目の限度額とする。

三、香港サービス提供者とマカオサービス提供者が内地で投資設立する国際貨物輸送代理企業は全ての登記資本を納付した後、国内のその他の場所で支社設立を申請することができる。各支社を設立するごとに、登記資本を50万元増加しなければならない。企業の登記資本がすでに最低限度を超えている場合は、超えた部分の一部を支社設立の増加資本としてよい。

四、本弁法中の香港サービス提供者とマカオサービス提供者は『内地と香港の更なる緊密的經濟貿易關係の確立に関する手配』と『内地とマカオの更なる緊密的經濟貿易關係の確立に関する手配』中の「サービス提供者」定義及び関連規定に対する要求に分けてそれぞれ合致しなければならない。

五、香港サービス提供者とマカオサービス提供者が国際貨物輸送代理企業の設立申請を行うその他の規定は、依然として本弁法に従って執行する。